

関市審議会等の会議の公開に関する規程の概要

■目的

関市自治基本条例第21条第2項の規定に基づき審議会等の会議を公開することにより、市政に関する説明責任を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

■公開する会議

関市の附属機関その他これに類するものが開催する会議とする。ただし、法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき又は関市公文書公開条例の規定により非公開情報が含まれる事項について審議するときなどは、会議の全部又は一部を非公開にできる。

■公開の方法

傍聴者の定員を定め、傍聴席及び報道機関席を設ける。傍聴者受付簿を用意し、傍聴希望者が定員を超えるとときは、受付順に傍聴者を決定する。

■事前公表

会議の開催日の7日前までに次のことを市ホームページ等で公表する。

- (1) 会議の名称及び議題
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開または非公開（非公開の場合は、その理由）
- (4) 傍聴者の定員
- (5) その他必要事項

■会議資料の提供

傍聴者に会議資料（非公開情報が記載されているときは、記載部分を除いたもの）を提供する。ただし、図面、地図等個々に配布することが困難なものは、会場で閲覧できるようにする。

■会議記録の作成

会議終了後、速やかに会議の会議録又は会議結果の概要を作成する。

■会議記録及び会議資料の公表

会議録及び会議資料は、閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。また、公表期間は、会議の開催日の翌年度の末日までとする。